

流山 九条ニュース

「九条の会・流山」事務局
石林 7154-7511 三原 7152-6559
山田 7144-3993



2016.5.1 NO.122

「九条の会・流山」HP：<http://www.nagareyama9.org/>メール：info@nagareyama9.org

憲法制定70年 憲法改悪・戦争法許すな

1946年11月3日新憲法が公布され、半年後の翌年5月3日に施行されました。今年は公布から70年です。世界に向かって確立してきた平和主義のブランドが地に落ちようとしています。安倍内閣の集団的自衛権容認という改憲で日本の憲政は危機的な状況です。これを座視するわけにいかないと集団訴訟が始まりました。

安保法制違憲 集団訴訟始まる 市民509人 弁護士621人

◇安保法制(戦争法)は憲法違反だとして「安保法制違憲訴訟の会」の市民509人が26日、東京地裁に提訴しました。代理人弁護士には621人が名を連ねました。

流山憲法集会

憲法の目指す ほんとの平和は

5月22日(日)

「憲法学から見た
2015年安保体制」

～ 集団的自衛権・後方支援と憲法9条と73条

お話： **木村草太**さん

首都大学東京教授



13:00開場

13:30開会

流山市生涯学習センター
TX線流山セントラルパーク駅前

資料代500円

高校生以下無料

訴えたのは全国に住む原爆や空襲の被害者、基地周辺住民、自衛隊員の家族、航空や船舶、鉄道などの労働者、宗教者、憲法学者などです。

提訴したのは、二つの訴訟です。

①安保法制に基づく自衛隊の出動などの差し止めを求める訴訟(差し止め訴訟)と ②安保法制によって平和的生存権などが侵害され精神的被害を受けたとして国に賠償を求める国家賠償訴訟です。

訴状では、「安保法は憲法9条に反する」としたうえで、「日本が戦争当事国となる危険性が高まり、武力攻撃やテロ攻撃を招く」と主張。具体的な損害として、戦争体験者は「平和主義を否定される精神的苦痛」、基地周辺の住民は「攻撃対象となる危険への恐怖」などを挙げました。

全国15地裁で同様の訴訟が予定されており、原告希望者は約2000人にのぼるといいます。

すでに個人で安保法制は違憲として裁判に訴えた人がいて、最高裁で敗訴という結果になっています。

日本の制度では憲法裁判所というものがなく、法律が成立したときにそれが合憲かどうかを判断する機関がありません。その法律によって権利を侵された個人が憲法に違反する法律によって損害を被ったと訴え、裁判所が違憲と判断した時、初めて無効が明らかになるという仕組みです。したがって利害関係はないがこの法律は憲法違反だと訴えても「訴える資格がない」と「門前払い」を食らうということになります。こうした論法や「統治行為論」などで最高裁判所は安保や自衛隊の問題などについて国民の訴えを退け、判断を回避してきました。その一方で最高裁判所の田中長官はひそかにアメリカと通じ、米軍の駐留は憲法違反とした伊達判決を葬ることを画策していましたのです。

しかし今回の訴訟の共同代表である田村洋三弁護士は、具体的な被害に基づいた請求であり「門前払いができるような、裁判ではない」と述べています。

「安保法制違憲訴訟を支える会」も発足し、会員を募っています。

http://anpoiken.jp/#efblcf_holder



安保法制違憲訴訟の会

違憲訴訟の原告になりませんか

